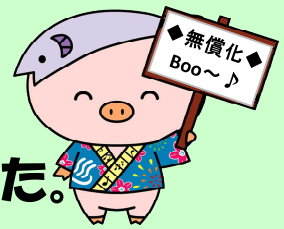


令和元年10月1日から

幼児教育・保育の利用料が**無償化**になりました。



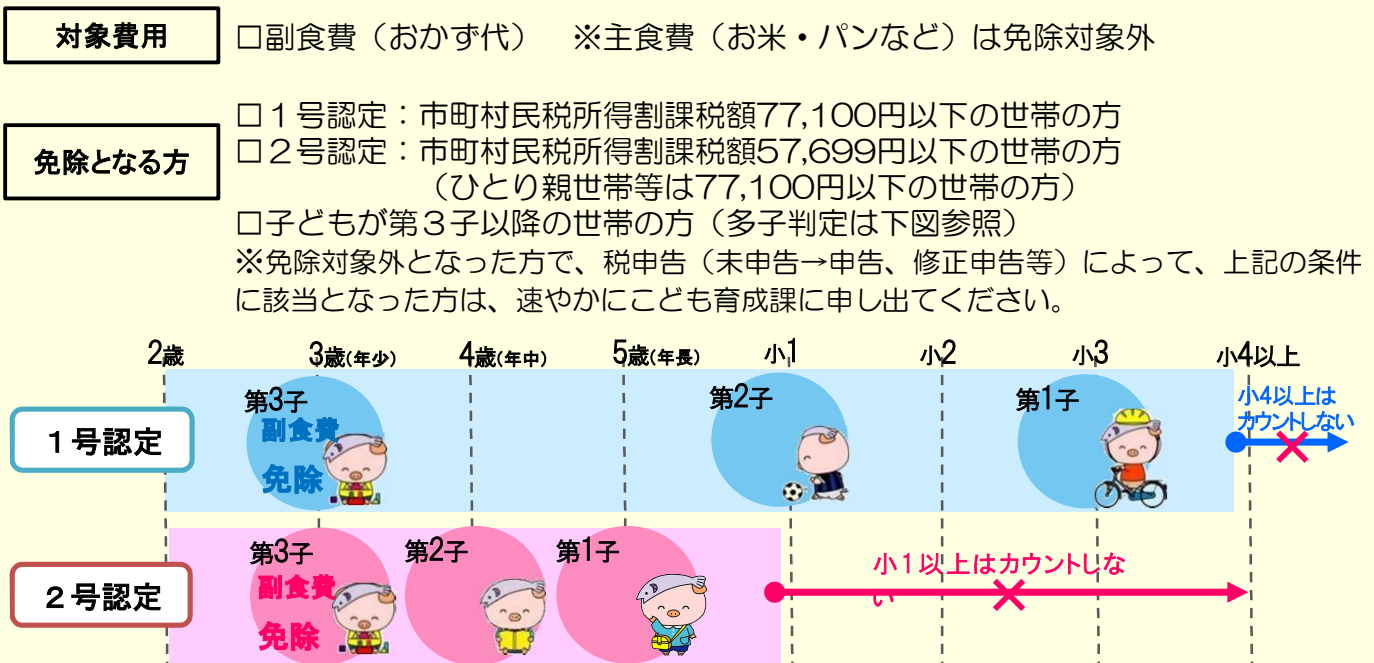
◆ 3歳児から5歳児クラスの全ての子ども利用料が無償化になりました。

- ☑ 1号認定の満3歳児の保育料も無償化の対象です。
- ☑ 0歳児クラスから2歳児クラスの子どもについては、市民税非課税世帯を対象として保育料が無償化になりました(厚木市は既に無償)。
- ☑ 実費として徴収されている費用(上乗せ徴収費、教材費、日用品費、行事費、給食費等)は無償化の対象外となり、これまで通り保護者負担となります。
【無償化後の保育料表は、裏面をご覧ください。】
- ☑ 1号認定の預かり保育料は、別途、施設等利用給付2号認定を受けることで、一部無償化になりました。

◆ 一部の世帯で、副食費(おかず代)が免除になりました。

- ☑ 保育料は無償となりますが、給食費(主食費+副食費)は引き続き保護者負担となります。
- ☑ 給食費の負担方法は次のとおりです。
 - 教育・保育給付1号認定:実費徴収
 - 教育・保育給付2号認定:実費徴収
 - 教育・保育給付3号認定:保育料での徴収(主食費と副食費が保育料に含まれる。)
- ☑ 1号・2号認定子どものうち、年収360万円未満相当の世帯及び第3子以降子どもは、副食費が免除となります(下記を参照)。

◆ 副食費の免除対象



※幼稚園・保育所(認可外保育施設除く)、特別支援学校、児童発達支援施設等を利用する子どもをカウントします。

3号認定

給食費の実費徴収はなし



免除となる方は、副食費の支払いはなし。対象者には市からお知らせするBoo~♪



※3歳の誕生日を迎え最初の3月31日までにある2号認定子どもを含みます。

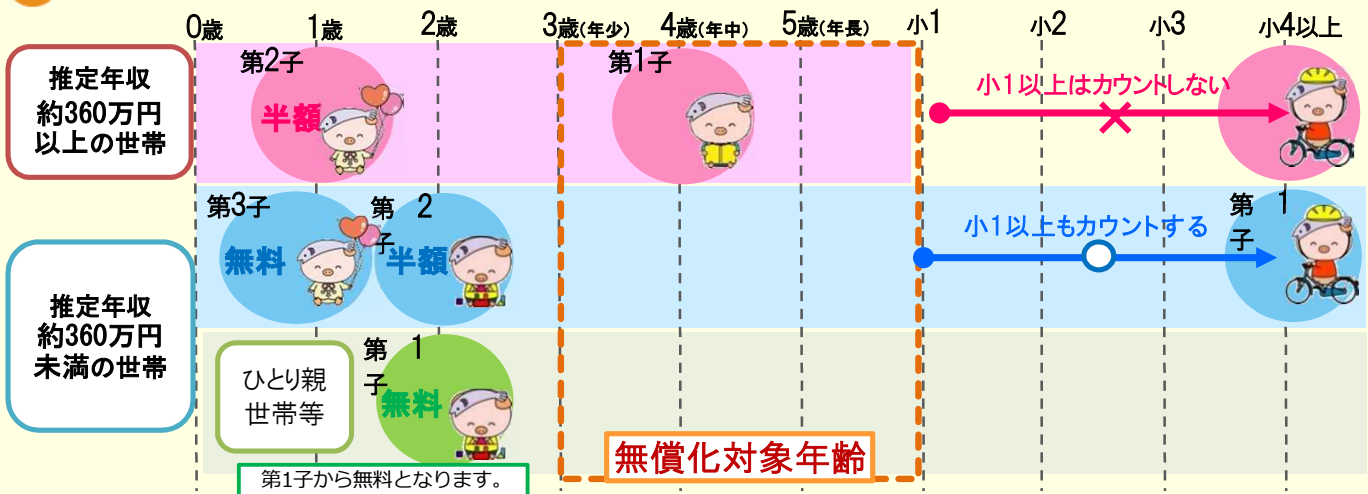
◆ 保育料表

- 1号認定・2号認定は、保育料が無償となります。
- 3号認定の保育料は、保護者の所得(市町村民税所得割課税額)を基に算出されます。
★3歳の誕生日を迎えて最初の3月31日までにある2号認定子どもは、3号認定の保育料が適用になります。

3号認定 階層区分 ※市町村民税所得割課税額		保育料(単位:円)	
		標準時間認定	短時間認定
A	生活保護世帯等	0	0
B	市町村民税非課税世帯	0	0
C1	市町村民税均等割の額のみ在世帯	ひとり親世帯等	0
		ひとり親世帯等以外の世帯	6,500
C2	24,299円以下の世帯	ひとり親世帯等	0
		ひとり親世帯等以外の世帯	8,200
C3	24,300円以上48,599円以下の世帯	ひとり親世帯等	0
		ひとり親世帯等以外の世帯	8,800
C4	48,600円以上60,699円以下の世帯	ひとり親世帯等	0
		ひとり親世帯等以外の世帯	11,000
C5	60,700円以上72,799円以下の世帯	ひとり親世帯等	0
		ひとり親世帯等以外の世帯	13,100
C6	72,800円以上84,899円以下の世帯	77,100円以下であるひとり親世帯等	0
		77,100円以下であるひとり親世帯等以外の世帯	15,400
C7	84,900円以上96,999円以下の世帯	18,600	18,200
C8	97,000円以上114,999円以下の世帯	23,100	22,700
C9	115,000円以上132,999円以下の世帯	29,800	29,200
C10	133,000円以上150,999円以下の世帯	35,400	34,700
C11	151,000円以上168,999円以下の世帯	40,200	39,500
C12	169,000円以上201,999円以下の世帯	44,400	43,600
C13	202,000円以上234,999円以下の世帯	47,300	46,400
C14	235,000円以上267,999円以下の世帯	49,000	48,100
C15	268,000円以上300,999円以下の世帯	50,000	49,100
C16	301,000円以上332,999円以下の世帯	55,400	54,400
C17	333,000円以上364,999円以下の世帯	59,800	58,700
C18	365,000円以上396,999円以下の世帯	63,300	62,200
C19	397,000円以上503,999円以下の世帯	66,700	65,500
C20	504,000円以上の世帯	68,400	67,200

※「ひとり親世帯等」とは、ひとり親世帯、在宅障がい児(者)のいる世帯等、要保護者の属する世帯です。

3 多子世帯やひとり親世帯等については、保育料の負担軽減があります。



※幼稚園、保育所等を利用する最年長の子どもを第1子とカウントして、第2子は半額、第3子以降は無償となります。
※年収約360万円未満相当の世帯の場合、軽減措置が拡充されます。なお、年収は目安です。

◆ 副食費・保育料共通

- 4月から8月までは前年度の課税額、9月から3月までは当年度の課税額で決定します。
- 所得状況によっては、保護者以外の扶養義務者(同居祖父母等)で決定します。